

奈良県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、興留土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年九月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 福井 宗治 生駒郡斑鳩町興留一―六―三一

監事 福井 建明 〃 一―五―二五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 山口 勝弘 生駒郡斑鳩町興留東一―一〇―九